

1. 業務のご案内

ご挨拶

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングは、企業から愛知県下の各労働基準協会に寄せられる労務管理等に関するご要望のうち、社会保険労務士のみが対応可能な事項に対処し、企業の健全な経営と発展に寄与するために、労働基準協会関係団体として、平成27年5月に設立された法人です。

県下の労働基準協会と密接な連絡を取り、また、法人の活動趣旨に賛同した多くの社会保険労務士の協力を得て幅広い業務を行い、企業にも労働者にも有益なホワイト企業の実現を図ってまいります。



事務所外景 (名北協会東隣)

業務内容

当法人の関連機関「ホワイト企業推進社会保険労務士協議会」所属の、各分野のスペシャリストが業務を行います

ハラスメント対策	ハラスメント(パワハラ・セクハラ・マタハラ)防止のための、規定整備、調査、研修、発生時の対応を行ない、勤労者労働総合相談センターで幅広い労働者からの相談代行を行います。
行政届出書類作成・届出	時間外・休日労働協定届、労働者死傷病報告などの行政届出書類を作成し、届出します。
行政調査立合	労働基準監督署の監督指導、労働・社会保険料の算定基礎調査などに立ち合い、行政への説明を行い、その後の対応支援を行います。
相談・コンサルティング	労務管理から労働・社会保険の手続など幅広い問題について、御社をご訪問し相談を受け、アドバイスをいたします。
助成金申請	助成金受給のご提案をし、必要となる社内での対策を進め、行政等への申請手続を行います。
賃金計算	大変な労力を伴う毎月の給与計算を、法改正に対応し迅速に代行します。
人材確保	人材確保対策をご提案、ハローワーク、労働基準協会無料職業紹介等への求人手続を行います。
社員教育	経営者・幹部社員・一般社員への、コンプライアンス徹底、メンタルヘルス対策、パワハラ・セクハラ防止、人事考課、管理能力向上、マイナンバー取扱者などの幅広い社員教育を行います。
講演	安全大会、各種会合などでの講演を行います。

ホワイト企業推進社会保険労務士協議会

法人の活動を支える社会保険労務士等の組織です

当法人の活動趣旨に賛同した開業社会保険労務士などで構成される組織です。法人業務の多くを様々な分野の専門家が担うことにより、幅広い分野での高度なサービスご提供が可能となります。

当法人では、この協議会にお加わりいただき、法人業務の推進にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しております。詳しくは下記までお問い合わせください。

ご連絡先

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

〒461-0011 名古屋市東区白壁 2-13-18 グランシャリオ白壁 303 号室

電話 (052) 961-0763 FAX (052) 228-0302

E-mail aichiroucon@silver.ocn.ne.jp



協議会の定時総会

法改正への対応はお済ですか？

2. パワハラ等防止対策総合サポート事業

(1) 勤労者労働総合相談センター 企業の委託により労働者の相談を受けパワハラ等を迅速解決

多くの企業の相談窓口は、相談担当者の相談対応スキルが高くなく、労働者が安心して相談ができず、相談者がほとんどないのが現状です。

やむを得ず労働者が外部に支援を求めた場合、決死の覚悟で退職を決意しており、企業への要求も激しいものとなります。

この相談センターは、労働基準協会が設置した相談機関であり、労働者も安心して相談することができ、パワハラを重篤事件に発展させません。

もし、元禄の世にこの相談センターがあったら、浅野内匠頭が相談し早めに適切な対応が取られ、刃傷松の廊下と赤穂浪士討ち入りを防ぐことができ、幕府も評判を落とさず、浅野内匠頭、吉良上野介も不幸になることはありませんでした。



その他の事業

<p>(2)初期コンサルティング 今後の防止対策構築を行います。社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が企業を訪問し、企業の組織、業務、実施中の措置、相談体制の状況をお聞きし、今後必要となる対策を提案します。 【提案内容】 ①防止対策構築手順 ②防止トップメッセージ作成アドバイス ③実態調査実施 ④就業規則等防止規定、懲戒規定記載内容 ⑤社員研修手法 ⑥社員ルール周知方法 ⑦相談体制構築 ⑧相談・苦情・通報対応策 ⑨相談者・行為者フォロー対策 ⑩再発防止策策定方法</p>	<p>(3)実態調査の実施 社員へのアンケート調査を実施し、結果を集計し、パワハラ・セクハラ等の実態を把握し、表に出にくい社員の意見をつかみ、対策構築に役立てます。</p>	<p>(4)ルール等の周知 パワハラ・セクハラ防止手帳等を作成し、トップメッセージ、該当行為、社内ルール、相談先を記載し、社員に配布します。</p>	<p>(5)社員研修 専門講師を派遣し管理者・社員へ研修を行い、パワハラ・セクハラ等の理解を深め、防止対策を学びます。</p>
	<p>(6)相談事例 事実関係確認 プライバシー、相談者・行為者の意向に充分配慮したうえで、相談事例の事実関係の確認を行い、確認事項を企業に報告します。</p>	<p>(7)相談事例への対応 相談者・行為者へのフォロー、行為者の配置転換、懲戒処分、再発防止研修の実施等の対応のアドバイスを行います。</p>	<p>(8)再発防止対策の構築 相談事例に基づく今後の再発防止対策について、提案・アドバイスを行います。</p>

委託費用

現在会社で実施中の措置・相談体制の状況とご要望に応じ、下記の事業を組み合わせでご活用いただけます。

サポート内容	費用											
サポートC 非正規労働者を含む社員数ごとの年間委託費用です ター相談セン活用	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満	350名未満	400名未満	450名未満	
	19,200円	22,800円	27,600円	37,200円	48,000円	58,800円	63,600円	72,000円	80,400円	88,800円	94,800円	
	500名未満	600名未満	700名未満	800名未満	900名未満	1000名未満	1500名未満	2000名未満	3000名未満	4000名未満	4000名以上	
	106,800円	115,200円	123,600円	132,000円	136,800円	142,800円	164,400円	181,200円	198,000円	214,800円	230,400円	
サポートA ※初年度のみ	(2)訪問コンサルティング (3)実態調査の実施 (4)就業規則規定とルール等の周知				100,000円	(3)実態調査は結果集計を依頼される場合は、従業員数100名ごとに3000円の費用が必要です。(4)ルール等の周知でパワハラ・セクハラ防止手帳等は原稿をお渡しますので、御社で印刷ください。						
サポートB	(5)社員研修				50,000円	1回1時間の費用です。研修資料は原稿をお渡しますので御社にて印刷ください。他のサポート事業と併せて活用された場合の費用です。						
サポートD ※発生時のみ	(6)相談事例 事実関係確認 (7)相談事例への対応 (8)再発防止対策の構築				80,000円～	(7)相談事例への対応の中の再発防止研修は、労働基準協会実施のハラスメント防止研修(1名5400円)のご受講となります。						
中小企業格安セット活用	中小企業でサポートA(訪問コンサルティング、実態調査の実施、就業規則規定とルール等の周知)・サポートB(社員研修、講師講義録画のインターネット受講)・サポートC(相談センター活用。契約日より1年間)を利用された場合は、委託費用は サポートCの費用+5万円(社員数10名未満の場合は19,200円+50,000円=69,200円で通常の場合より100,000円お得) となります。											

複数項目のサポート事業をご活用の場合 上記費用はハラスメント(パワハラ、セクハラ等全てのハラスメント)等1つの事項に関するサポート事業を活用された場合の費用です。メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等の複数のサポート事業をご活用された場合の、サポートA・Cの費用は下記加算率を加えたものとなります。

実施サポート事業の項目数	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	左記加算率は(該当社員数÷全社員数)で減額します。 (例)加算率50%×パート社員20名÷全社員100名=10%が加算率。長時間労働者は前年度の特別条項適用者数
上記費用への加算率	+50%	+90%	+120%	+140%	+150%	

※上記費用は消費税は含みません。サポートCの相談センター活用は年度前の、以外は事業終了後のお支払となります。また、サポートCの相談センター活用は年度途中の委託開始時の費用は月割り計算となります。